

令和4年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(3日目)

開議 令和4年3月22日(火)

閉会 令和4年3月22日(火)

仁木町議会

令和4年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

◆日 時 令和4年3月22日（火曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 報告第1号 令和4年度各会計予算特別委員会審査報告書

日程第4 意見案第1号 令和4年度の米政策に関する意見書

日程第5 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

日程第6 委員会の閉会中の継続審査

日程第7 委員会の閉会中の所管事務調査

令和4年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 会 令和 4年 3月22日（火） 午前 9時30分
 閉 会 令和 4年 3月22日（火） 午前10時07分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	菊 地 健 文
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	可 児 卓 倫
財 政 課 長	和 田 秀 文	教 育 次 長	奈 良 充 雄
企 画 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 和 之
住 民 課 長	河 井 健	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	（ 鹿 内 力 三 ）
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 議 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月11日に引き続き、7番・上村議員及び8番・宮本議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

去る、3月17日木曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取扱い等、議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件、決議1件、計2件が追加付議で出されてございます。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2までは、これまでと同様に進めます。日程第3・報告1号『令和4年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましては、3月11日に委員会付託された議案10件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第4の意見書につきましては、先に決定のとおり進めます。日程第5・決議案第1号『ロシアによるウクライナ侵攻を避難する決議』につきましては、即決審議でお願いいたします。日程第6・委員会の閉会中の継続審査、日程第7・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 報告第1号

令和4年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第3、報告第1号『令和4年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。門脇委員長。

○予算特別委員長（門脇吉春）令和4年度の各会計予算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、令和4年度各会計予算特別委員会審査報告書。令和4年3月22日提出、令和4年度各会計予算特別委員会委員長 門脇吉春。記といたしまして、令和4年3月11日付託。付託事件につきましては、令和4年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第5号ないし議案第9号の条例改正、議案第10号の指定管理者の指定、議案第11号ないし議案第14号の令和4年度一般会計及び3特別会計の予算でございます。

2ページをお開きください。3月17日付け、横関議長宛の委員会報告書でございます。令和4年度各会計予算特別委員会審査報告書。審査の結果、議案第5号ないし議案第14号は、すべて可決すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により、報告いたします。

3ページをお開き願います。審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託議案の内容につきましては、先に説明いたしました付託議案合計10件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページでございます。委員会条例第18条の規定により、出席を求めた者並びに事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の計画につきましては、第1回仁木町議会定例会において、議長を除く議員8名により構成する令和4年度各会計予算特別委員会が設置され、町長をはじめ、副町長、教育長他、各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった条例改正、指定管理者の指定、一般会計及び3特別会計の予算書、予算説明資料について一括で説明を受け、議案ごとに質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果などを総合的に判断し、4日間にわたり審査を実施したものでございます。

5ページをお開き願います。審査の内容につきましては、議案第9号の仁木町国民健康保険税条例の一部改正の審査では、未就学児童就学時のさらなる軽減に向けた考えなどについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第10号の指定管理者の指定の審査では、草刈り及び除雪範囲に関する資料を求め、指定管理候補者の会社概要や実績、プレゼンテーション時の提案内容、候補者見積の指定管理料の詳細、指定期間を5年とした理由、除雪範囲と積雪対策などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第11号の一般会計の予算の審査では、歳出で地域力創造アドバイザーの導入効果、予約制バスの運行事業の運行ルート、定住促進共同住宅補助基準増額の理由、子育て支援拠点施設建設事業の契約方法、放課後児童支援員の確保状況、鳥獣被害対策実施隊の設置目的と活動状況、新規就農者向け動画の作成理由と内容、観光協会法人化による効果、ブランドデザインワークスの内容、ふるさと振興基金活用事業の拡大、防災無線屋外拡声子局の移設理由、備蓄食料の整備状況、義務教育学校整備事業の概要、要保護・準要保護就学支援助成の水準、学校給食共同調理場設備の耐用年数などについての質疑・確認があり、歳入では、企業版ふるさと納税基金の検討、臨時財政対策債の減額理由などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第12号の国民健康保険特別会計予算の審査では、財政調整基金の状況と活用などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第13号の簡易水道事業特別会計予算の審査では、水道施設台帳整備委託業務の内容などについて

ての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第14号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、保険料軽減の対象者数などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

次に、6ページでございます。決定事項でございます。議案第5号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第6号、特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第7号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第8号、仁木町予約制バス運行条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第9号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第10号、仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第11号、令和4年度余市郡仁木町一般会計については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第12号、令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第13号、令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第14号、令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。本特別委員会において、以上のとおり決定しましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。令和4年3月17日、仁木町議会議長 横関一雄様。令和4年度各会計予算特別委員会委員長 門脇吉春。以上で報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

門脇委員長、自席へお戻りください。

これより、討論・採決を行います。

付託議案第5号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）それでは、議案第5号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第6号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）次に、議案第6号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第7号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第7号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委

員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第8号

仁木町予約制バス運行条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第8号『仁木町予約制バス運行条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町予約制バス運行条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町予約制バス運行条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第9号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第10号

仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第10号『仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第11号

令和4年度余市郡仁木町一般会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第11号『令和4年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『令和4年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『令和4年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第12号

令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第12号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第13号

令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第13号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第14号

令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第14号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第4 意見案第1号

令和4年度の米政策に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第4、意見案第1号『令和4年度の米政策に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。2番・木村議員。

○2番（木村章生）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の6ページです。意見案第1号、令和4年度の米政策に関する意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和4年3月10日提出。提出者は私、木村章生。賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、7ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

木村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第1号『令和4年度の米政策に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第1号『令和4年度の米政策に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第5 決議案第1号

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

○議長（横関一雄）日程第5、決議案第1号『ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出決議について説明いたします。別冊議案書2の8ページです。決議案第1号、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議。上記決議案を別紙のとおり提出する。令和4年3月22日提出。提出者は私、上村智恵子他、議員7名でございます。決議内容につきましては、9ページに記載のとおりです。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、決議案第1号『ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、決議案第1号『ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議』は、原案のとおり可決され

ました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第6『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第7 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第7『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。令和4年第1回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、格別なご審議の下、ご可決賜り心より感謝申し上げます。

さて、冬のスポーツの祭典、北京オリンピック・パラリンピックが閉幕し、多くの道内出身の選手が大活躍し、コロナ禍で沈む北海道に元気と勇気を与えていただきました。今から遡ること半世紀前の1972年に開催されました札幌オリンピックでは、本町出身の笠谷幸生氏がジャンプ70m級で冬季オリンピック日本人初の金メダルを獲得したことは、今でも町民の語り草として後世に引き継がれております。今、札幌市は、2030年の開催に向けて招致活動を取り進めておりますが、本町といたしましてもこれを契機に笠谷

選手のオリンピックの功績を讃えるべく、次世代につなぐ取組を応援してまいりたいと考えているところであります。今を生きる私たちの役割として、次世代へ何を残し、未来の子どもたちに何をつなぐべきかを考えていくことが重要であります。

先般から、ロシアがウクライナへ軍事侵攻を開始し、世界を混乱と不安に陥れ、多くの犠牲者が生じている状況を目の当たりにし、戦争を知らない世代に対して歴史の教訓から学びを与えることや、過去に起こった災害の教訓をどのように生かすのか。歴史・文化・自然を後世へ継承していくためには、我々が何をすべきなのかを伝えていく使命があると考えます。私たちが何かしら属している社会集団におきましても、親から子へ、先輩から後輩へ、上司から部下へと伝承していくことが、さらなる発展や進化を遂げることにつながるものとして捉え、人材育成の必要性を再認識し、後世へと伝えていくことができる地域性や関係性を育んでいかなければなりません。そして、今後コロナ禍により価値観やライフスタイルの多様化が進むことや、人とのつながりが希薄化していくことが懸念されている中において、古きを訪ねて新しきを知る大切さを失うことなく、合わせて町として掲げている目標「未来の子どもたちのために何ができるのか」の可能性を探求し続けてまいります。

さて、3月限りで定年退職される嶋井産業課参事におかれましては、23年間行政職員として従事され、課長職に付かれてからは重責を担い、職務を全うしていただきましたことに、この場をお借りし心から感謝申し上げます。多くの時間を教育委員会で費やされ、これまでに残された足跡は、仁木町の発展のため、子どもたちの未来のために大きく寄与されたものと改めて感謝いたします。今後は、新たな人生として生まれ、これまで以上に有意義な日々を過ごされますことをご祈念申し上げる次第であります。

また、4月からは新たな体制のもとに、円滑な行政運営を目指し邁進してまいりますので、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、年度末に入り何かとご多用と存じますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、議員の皆さまがますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。長期間にわたりご審議を賜り誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）町長の挨拶が終わりました。

第1回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会には、令和3年度の補正予算をはじめ、令和4年度の当初予算、さらには条例改正や指定管理者の指定など、数多くの議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により無事閉会を迎えることができましたことは、議長としても大変嬉しく思うところでございます。また、町長をはじめ、職員の皆さんには、今定例会、予算特別委員会での熱心な説明や答弁をいただき感謝する次第でございます。

さて、本日の定例会にご出席いただいた管理職の中に、本日の議会を最後とする管理職の方がおられます。嶋井産業課参事です。平成11年からの23年にわたる長い公務員生活、大変ご苦労さまでした。今後も、体に健康にご留意され、ますますご壮健にて、行政・議会に対しまして、ご助言やご提言をいただければと思うところであります。議員一同、嶋井参事の前途がこれからの人生において有意義な、そして充実したものになりますよう、ご祈念申し上げる次第であります。長い間、大変お疲れ様でした。ありがとうございます。以上を持ちまして、第1回定例会閉会に当たっての挨拶といたします。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前10時07分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和4年3月10日～3月22日（13日間）

3日目 令和4年3月22日（火）

（開議～午前9時30分／閉会～午前10時07分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	令和4年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	付託議案第5号 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R4.3.22	原案可決
	付託議案第6号 特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R4.3.22	原案可決
	付託議案第7号 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	R4.3.22	原案可決
	付託議案第8号 仁木町予約制バス運行条例の一部を改正する条例制定について	R4.3.22	原案可決
	付託議案第9号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R4.3.22	原案可決
	付託議案第10号 仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定について	R4.3.22	原案可決
	付託議案第11号 令和4年度余市郡仁木町一般会計予算	R4.3.22	原案可決
	付託議案第12号 令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R4.3.22	原案可決
	付託議案第13号 令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	R4.3.22	原案可決
	付託議案第14号 令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R4.3.22	原案可決
意見案 第1号	令和4年度の米政策に関する意見書	R4.3.22	原案可決
決議案 第1号	ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議	R4.3.22	原案可決